

清水小 校長室だより No.28

2019. 11. 28(木) 文責：筒井

オレンジリボンを知っていますか？

11月は児童虐待防止推進月間です

毎日のように新聞やニュースで児童虐待が報道されています。

昨年3月に東京目黒区で5歳の女の子が虐待で死亡したニュースは衝撃的で、今でも時々報道されています。わずか5歳の女の子が残した「もうパパとママに言われなくても、しっかりとじぶんからできるようにするから… もうおねがいゆるしてください おねがいます……。」のメモは、今読んでも涙が出ます。この子の命を守ってやれなかったことを社会の一員として悔やまれます。

今年1月にも千葉県野田市で小学4年生の女の子が虐待で死亡するなど悲惨な事件が続いたことから、児童虐待防止法と児童福祉法が6月に改正されました。(一部を除き来年4月施行) 野田市の事件では、市教育委員会が虐待を訴える女兒のアンケートの写しを父親に渡していた事等も問題となり、学校や教育委員会に守秘義務が課されました。

厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、集中的に広報・啓発活動を実施しています。

オレンジリボンには「子ども達を虐待から守ろう」というメッセージが込められています。

2004年栃木県で3歳と4歳になる二人の兄弟が父親の友人から再三にわたって暴行を受け、橋の上から川に投げ込まれ、幼い命を奪われるという痛ましい事件が起きました。この事件をきっかけに全国で『オレンジリボン運動』が始まりました。

一人でも多くの人に「児童虐待防止」に関心を持ってもらい、子どもたちの笑顔を守るために一人ひとりに何が出来るのかを呼びかけていく活動が『オレンジリボンキャンペーン』です。

このオレンジの色には『子どもたちの明るい未来』や『子ども達を温かく見守ろう』という願いが込められています。

児童虐待防止法(平成12年制定)では、学校及び教職員に対して、児童虐待を早期に発見し、虐待の被害を防止するための適切な対策をとり、児童生徒の安全を確保する事が求められています。

児童虐待(疑いを含む)を発見した場合は、福祉事務所又は児童相談所へ通告しなければならない義務が、私たち教員には課されています。

現在清水小では、10名を越える児童について、虐待(疑い含む)で相談・通告しています。



来週はもう師走(12月)です

先日行きつけのお店で来年のカレンダーをもらった。100円ショップに行くと、もうすっかりクリスマスモード満載。

校長室の大きな日めくりカレンダーも枚数が残り少なくなってきた。

今学期の授業日数は残り19日。ほんまに1週間の経つのが速いこと。速いこと。以前、校長室だより「時の経つ速さと年齢」を科学的に実証?した文献を紹介したが、子ども達にとっては、1週間は、速くないのだろうか??

今朝はあいにくの小雨交じりの曇天だが、今日の清水の日の出の時刻は、6時49分31秒。日の入りの時刻は、17時2分24秒。1年で最も昼間の時間が短い冬至は、12月22日だ。これからますます夜明けは遅くなり、日の暮れが早くなっていく。

昔から幡多では、いちじょこさん(一条大祭)が、終わったら寒くなると言うが、予報によると今週末から冷たい北風が吹くらしい。一昨日、愛車をスタッドレスタイヤに交換した。後、ストーブを出して、冬釣り用の釣り道具を出したら、私の冬の準備は万端だ。



(音読発表会 11/27)

PTA親子レク有り難うございました

11月24日(日)PTA親子レクをしました。総勢130人くらいの参加で、楽しく半日を過ごしました。

集合してまず、学校を起点に5グループに分かれて、市内のゴミ拾

いをしました。今年はどこもゴミが少なく、特にお菓子の袋があまりありませんでした。それでも大きなゴミ袋に10袋のゴミを回収しました。

その後、お昼には6年生の保護者の方が中心になって作ってもらったカレーをいただきました。

それから長縄跳びやドッチボールを親子でしました。残念ながら、ドッチボールの最中に雨が降り出し、急ぎ足での終了となりました。

親子レクを段取っていただきました6年部の保護者の皆様、先生方有り難うございました。

6年生は、22日(金)には、ふるさと学習でカツオの一本釣り体験をしました。こちらも海の会やヘルスメイトさん、漁協、漁業指導所、保護者…たくさんの方々に世話になりました。

6年生は、来月19日(木)にも、社会福祉大会で発表します。



(一本釣り体験学習 11/22)